

メキシコにおける特許・実用新案出願制度概要

Licks 特許法律事務所

ブラジル弁護士
カラペト・ホベルト



特許訴訟、偽造防止対策、不正競争防止などの知財を専門分野とする日本語が堪能なブラジル弁護士。現在は、弁護士活動の外、早稲田大学法学研究科に在籍して日本の知財法を学びつつ、ブラジルを含めた南米各国の法制度について講演やセミナーも行っている。

特許の出願手続は、主に(1)出願、(2)方式審査、(3)出願公開、(4)実体審査、(5)登録の手順で進められる。実用新案もほぼ同様であるが、進歩性を求められず、また、出願公開はされずに登録後に公告となる。

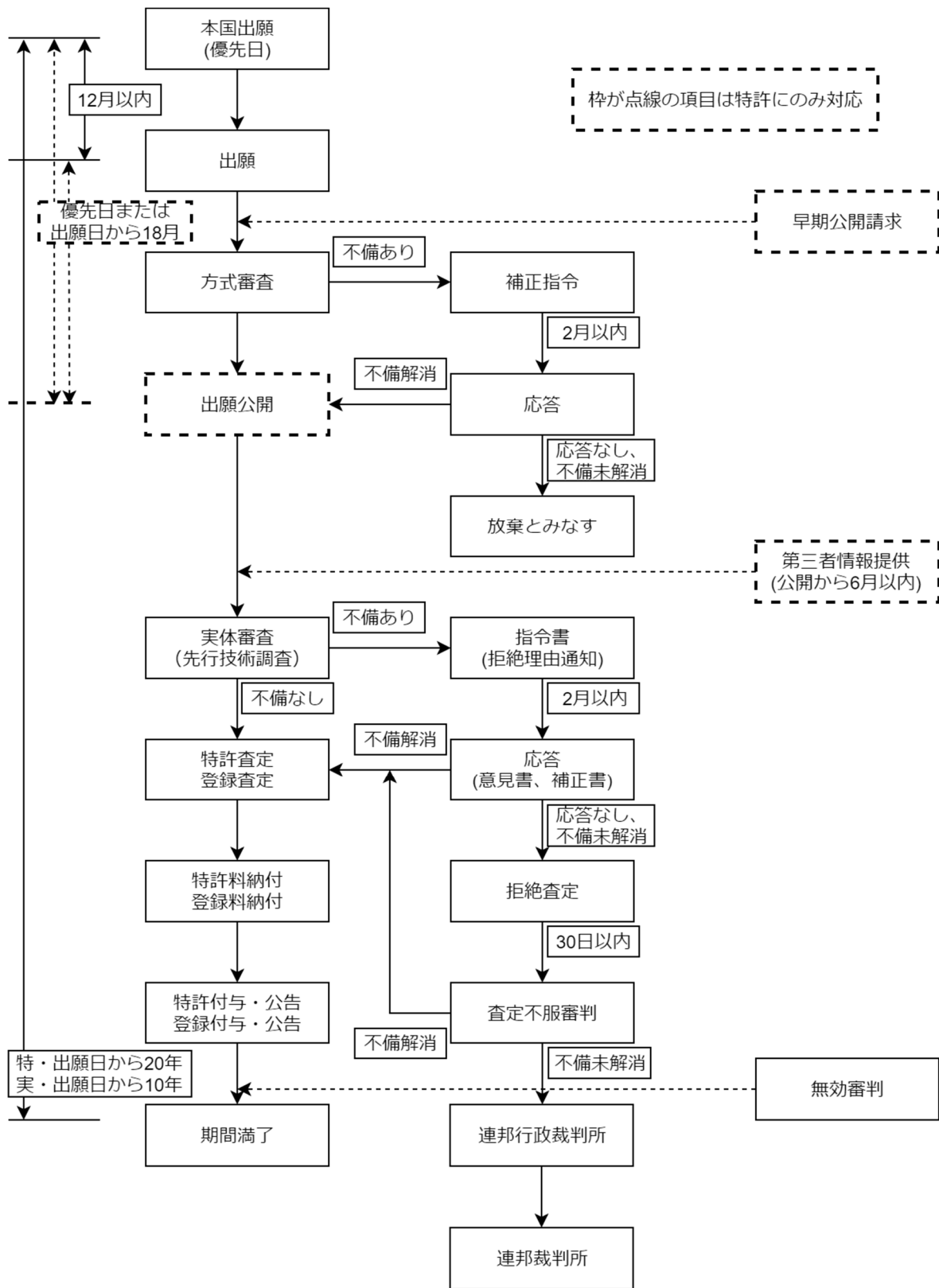
発明とは、自然界に存在する物質又はエネルギーを人の特定の需要を満たすように使用することができる形に変える人の創造であると定義される。発明は、産業上の実用性を有する方法及び製品を含む。ただし、(1)理論上又は科学上の原理、(2)自然界に既に存在するものを知らせる又は明らかにする発見、(3)精神作用、ゲーム、ビジネス活動を行うための構想、計画及び方法等、(4)コンピュータプログラム又はソフトウェア、(5)情報の提示、(6)美的創作物、芸術等、(7)人体（動物を含む）に適用される処置方法又は診断方法、(8)動植物の品種等は、保護対象から除外されている。

特許および実用新案の存続期間はそれぞれ出願から20年および10年である。特許および実用新案とも審査請求制度は採用されておらず、出願全数が審査される。

【詳細および留意点】

1. 出願

パリルートでも PCT ルートでも出願可能である。特許出願時の必要書類は下記のようなになる。



特許・実用新案の出願手続フロー図

● 願書

- ・ 明細書

● 特許請求の範囲

- ・ 必要な図面
- ・ 要約書
- ・ 委任状、譲渡証、優先権証明書、
- ・ 優先権譲渡証

● 手数料納付証

● 外国語で書かれた書面が含まれる場合、スペイン語の翻訳文

これらの中、●印の書類が揃えば出願日が認定される。

出願の言語はスペイン語のみとなる。スペイン語以外の言語で作成された書面を提出する場合、20日以内にスペイン語の翻訳文を提出する必要がある。

委任状について、認証は不要であり、また出願時には提出不要であるが、出願時に提出しなかった場合には、出願日から60日以内に提出が必要となる。

譲渡証について、出願日から通常3月以内又は審査請求がされるまで提出が可能である。

グレースピリオドの制度があり、出願前12月の下記による開示によっては、新規性を喪失しない。

(1) 発明者または権限承継人による発明の実施

(2) 発明者または権限承継人による国内または国際見本市における展示

2. 方式審査

出願書類に不備がある場合、補正指令が発行され、これに応じなければ出願が放棄されたものとみなされる。応答期間は2月であり、追加料金を納付することにより2月の延長が可能である。

3. 出願公開、公告

特許出願は、出願日または優先日から18月が経過すれば出願公開される。申請により早期出願公開が可能である。

実用新案は、登録前には公開されず、審査を経て登録された後に公報に掲載されて公告となる。

4. 実体審査

メキシコでは審査請求制度が存在せず、出願は全数審査となる。

特許出願は、方式審査、出願の公開の後、新規性・進歩性および産業上の利用可能性について審査される。

実用新案は、方式審査の後、新規性のみ審査される。

(1) (自発) 補正

出願が提出された後、自発的に、あるいは、メキシコ産業財産庁からの指令に応じて特許要件を満たすため、拒絶理由通知への応答期間内に、特許付与前に補正を行うことができる。

なお、特許付与後にも、2月以内であれば、補正を行うことができる。

(2) 応答期間

拒絶理由がある場合、あるいは技術的な問題がある場合、メキシコ産業財産庁から補正指令が出されるが、応答期間は2月であり、1回に限り2月の延長が可能である。

(3) 分割出願

メキシコ産業財産庁は、出願がメキシコ産業財産法第43条の要件を満たしていない場合、(i)原出願に明確に言及していること、(ii)原出願に開示されている内容の範囲を超えていないこと、を条件に、2月以内に2つ以上の出願に分割することを命じることができる。

分割出願は、原出願の出願日を確保し、かつ、該当する場合は、原出願に係る優先権を享受する。

5. 存続期間

特許査定を受けた場合、年金を納付する限り、特許出願日から20年間、特許権が存続する。存続期間を延長することはできない。

実用新案登録を受けた場合、権利の存続期間は10年であり、更新はできない。

6. 拒絶査定に対する対応、無効手続き

(1) 拒絶査定不服審判

拒絶査定を受けた場合、査定の発行日から30日以内に、産業財産庁に不服を申し立てることができる。

(2) 無効手続、異議申立

不特許事由および他の法律規程違反による無効理由については、何時でも、何人も、メキシコ産業財産庁に、行政手続として、無効審判を請求することができる。

異議申立制度は存在しない。

ソース：

メキシコ産業財産法

(編集協力：日本国際知的財産保護協会)